

第四中学校区校長会実施要項

第四中学校区校長会

1. 目的

この要項は、枚方市学校園管理運営の指針（以下「管理運営指針」という。）Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ「地域・校種間連携の推進」に基づき、第四中学校区（以下「本校区」という）校長会（以下「本校長会」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置

本校区（第四中、開成小、五常小、山之上小）校長の総意によって本校長会を設置する。

3. 役割

本校長会は、本校区の現状や課題に応じ、本校区小中学校が連携する指導体制の確立に努める。本校区の義務教育9年間を見通した児童生徒の育成を本校長会の最重点課題に位置付け、本校区の経営の大きな方針を策定し、教職員の合同研修、生徒指導や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小中学校の円滑な接続を図る。本校区の各校は、本校区の経営の大きな方針に基づき、各校の経営方針を策定する。

4. 本校区の経営の大きな方針等の策定

(1) 本校長会は、各校が毎年度作成する学校経営方針のもととなる。本校区の経営の大きな方針を策定する。

① めざす子ども像

② 本校区教育活動の方針

(2) 本校長会は、各校が連携する取り組みやルール（またはガイドライン※等）を決定する。

(3) 各校長は、(1)(2)に基づいた学校運営に努める。

5. 小中一貫リーダー会議等

(1) 各校により選出された小中一貫リーダーを中心に、本校区各校が連携した指導体制の確立に努める。

(2) 本校区各校が連携した取り組み等の案は、小中一貫リーダー会議から本校長会へ、または各校の分掌等から各校長を経て本校長会に提議され、決定される。

6. その他

この要項に定めるものの他、本校長会の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

（附則）

この要項は、令和7年9月1日から施行する。

※ガイドラインとは…特定の目的のためにどう行動すればよいかの指針を示したもの。ルールとは違い強制力を持たないが、それに従うことが推奨される。